

題に就ては、舊來の工場法と接觸するところがあるため
多くの不便を生ずる所から已に數回に亘つてその改正案
が國、憲兩堂から議會に提出され、又農商務省に於てま
こと三年來工場監督官の手に依つて具体案を得てはな
か、その後産業の不振や新社會局の設置による移管問題
等の種々の事情により延期の止むなきに至つてゐた。然
るに大正十二年社會局は第四十六議會に同問題に關する
法案を提出すべく原案を作成し、之を私案として關係各
方面に内示してその意見を徴した。本會に於てはその諸
問に應じて意見を提出することゝなつたが、本會として
は殊に工場法が我國勞働立法中最重要の法規であり、之
が成否は懸つて我國工業の發達に存する所の少なきらざ
るのみならず、更に勞資協調を保持すべき楔子として

重大なる關係を有すとの見解の下に、同年一月以來理事
會を重ねること數回慎重審議の上更に常議員會の審議
を経て、左の如き修正及び進補意見を具申して政府の諮
問に答へた。

工場法改正案に對する意見書

今次政府は時勢の推移に鑑み今期議會に提出の目的
を以て工場法の改正を企て既に社會局に於て之が改正
案を作成し之を各關係團體に内示して其意見を徴せら
れたるは機宜に適したる措置なりと謂ふべし本會は右
改正案に對し二三の修正を試み更に改正意見を加へ別
紙意見要綱を提出す幸に採納あらむことを切望す
右本會常議員會の決議を経て提出候也